

新居浜市債権管理計画

平成25年9月

新居浜市債権管理委員会

目次

債権管理基本方針	3
はじめに	4
1 対象債権	4
2 平成24年度の収入状況	6
表1 滞納債権の収入状況	
3 課題	12
4 個別的債権管理	13
(1) 債権の適正な管理	13
ア 納期内納付の推進	
イ 減免規定等の適用	
ウ 速やかな督促手続きと催告	
エ 督促手数料・延滞金の収納	
(2) 時効の管理	14
ア 各債権の消滅時効	
イ 時効中断措置	
(3) 初動対応の強化	16
ア 納付折衝等の窓口対応の充実	
イ 納付誓約書兼納付計画書の活用	
(4) 法的措置等対応の強化	16
ア 強制徴収手続き	
イ 強制執行手続き	
(5) 滞納処分等の執行停止、徴収停止、債権放棄の検討	17
5 組織的債権管理	17
(1) 滞納整理における進行管理	17
ア 強制徴収債権の進行管理	
イ 非強制徴収債権の進行管理	
(2) 数値目標の設定による収入率の向上	18
表2 強制徴収債権及び重点滞納債権の収入率の実績及び目標	
表3 強制徴収債権の財産調査及び差押件数の実績及び目標	
(3) 債権回収状況の公表	20
(4) 個人情報保護及び滞納情報の共有	20

ア	個人情報保護	
イ	滞納情報の共有	
(5)	人材の育成	20
ア	スペシャリストの育成	
イ	研修の充実	
ウ	愛媛地方税滞納整理機構の活用	
(6)	体制の整備	21
ア	組織機構の改革	
イ	債権管理委員会の開催	
6	債権管理対策室の取り組み	21
(1)	平成24年度の取り組み実績	21
ア	差押債権拡大分の実施	
イ	差押財産拡大分の実施	
ウ	平成24年度収入率目標値の公表	
エ	滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の検討	
(2)	平成25年度の取り組み計画	23
ア	移管引受債権の継続等	
イ	平成25年度収入率目標値の公表	
ウ	滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の作成	
(3)	平成26年度の取り組み計画	23
ア	移管引受債権の拡大	
イ	債権所管課の徴収事務体制の検討	
ウ	平成26年度収入率目標値の公表	
エ	差押・換価事務マニュアルの作成	
(4)	平成27年度の取り組み計画	24
ア	平成27年度収入率目標値の公表	
イ	債権放棄議案の議会上程	
ウ	新居浜市債権管理条例の制定	
エ	平成28年度以降の全庁の債権管理事務体制の検討	
	参照法令等	25

債権管理基本方針

財源確保で行政サービスを拡充！！

公平・公正を目指すまち 『にいほま』

1 目的

市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な行財政運営のために、全庁を挙げて債権管理の適正化を図ることを目的とする。

2 対象

対象となる債権は、市が保有する全ての債権とする。

3 基本方針

- (1) 債権管理に関する事務は、法令、条例等又は契約に基づいて適正に処理する。
- (2) 債権管理に関する事務は、大多数の納期内納付者と滞納者との公平性に留意して、財政上最も市の利益に適合するように処理する。
- (3) 債権管理に関する事務は、数値目標や執行状況等を明確にし、効果効率的な事務手続を行う。
- (4) 債権管理に関する事務は、庁内で危機意識を共有し、管理監督者による徹底した進行管理を行い、問題を先送りしない。
- (5) 債権管理に関する情報は、広く市民に公開する。

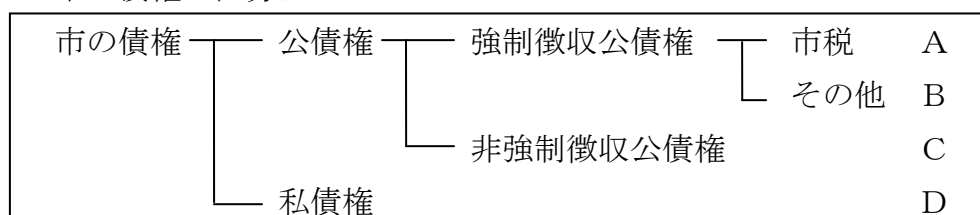
はじめに

この計画は、本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示すものであり、計画の中に列挙された債権に加え、それ以外の債権においても、計画の趣旨に沿った適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的とする。

1 対象債権

この計画に基づき収納の強化を図る債権は、市税を含む全ての公債権及び私債権のうち、過去5箇年の間に滞納があった債権とする。

市の債権の区分について



強制徴収公債権 = 市税の滞納処分の例により処分できる債権
非強制徴収公債権 } = 裁判所への手続きを経ないと強制的に徴収
私債権 } = できない債権

A：強制徴収公債権（市税）

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税、入湯税
特別土地保有税

B：強制徴収公債権（その他）

強制徴収公債権とは、市税及び市税の滞納処分の例により処分できる債権であり、地方自治法第231条の3第3項において、次の歳入に限定されている。

ア 分担金 イ 加入金 ウ 過料
エ 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

※「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」とは、地方自治法附則第6条又は地方自治法以外の各法律において、税の滞納処分の例により処分できることを規定しているものをいう。

『強制徴収公債権（その他）の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	保育所保育料	児童福祉法第56条第10項
2	国民健康保険料	国民健康保険法第79条の2
3	自動販売機設置使用料（漁港占用料）	地方自治法附則第6条第4号

その他（後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金、下水道使用料）

C：非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは、許可・認可等の行政処分に伴い発生する使用料や手数料、返還金等で、強制徴収公債権に該当しない債権である。

『非強制徴収公債権の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	市営住宅使用料	地方自治法第225条
2	老人ホーム費負担金	老人福祉法第28条
3	生活保護費返納金・返還金・徴収金	生活保護法第63条及び第78条

その他（市営住宅共益費、し尿処理手数料、児童扶養手当返還金、児童手当返還金、子ども手当返還金、特別障害者手当過誤支給分、幼稚園保育料）

D：私債権

私債権とは、行政処分のような行政庁の一方的な意思決定ではなく、相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいう。

『私債権の例』

	債権名	契約内容
1	土地建物貸付料	私法上の賃貸借契約
2	住宅新築資金等貸付金	私法上の金銭貸借契約
3	水道料金	私法上の商品売却代金

その他（放課後児童クラブ利用料、診療報酬返還金（一般及び退職）、高額療養費返納金（一般）、母子家庭医療費返還金、子ども医療費返還金、重度心身障害者医療費返還金、旧老人保健事業特別会計診療報酬返還金、老人短期保護費納付金、災害援護資金貸付金、下水道事業協力金・早期利用寄附金、水洗便所改造資金融資返還金、損賠賠償金、奨学資金貸付基金貸付金、青野記念奨学基金貸付金、特別奨学基金貸付金、入学準備金貸付基金貸付金、水道開栓料）

2 平成24年度の収入状況

平成24年度末現在の、本市における滞納債権の収入状況は表1のとおりであり、滞納額の合計は約17.9億円に達している。これは、平成25年度の各種会計の当初予算総額約870億円の約2.06%に相当する。

表に示したとおり、収入未済額が5千万円を超える8債権（市税、国民健康保険料、住宅新築資金等貸付金、市営住宅使用料、水道料金、保育所保育料、介護保険料、下水道使用料）の滞納額が、全体の約94.1%を占めている。

表1 滞納債権の収入状況

（単位：千円）

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
強制徴収公債権	（収税課） 市 税	現年度	18,508,337	18,286,808	0	221,530	98.80	0.49	46
		滞納繰越	1,015,031	271,039	71,562	672,430	26.70	-0.37	0
		計	19,523,369	18,557,847	71,562	893,960	95.05	0.40	46
	（児童福祉課） 保 育 所 保 育 料	現年度	764,634	747,145	0	17,489	97.71	0.27	0
		滞納繰越	66,003	25,963	2,381	37,659	39.34	5.44	0
		計	830,638	773,108	2,381	55,148	93.07	0.90	0
	（国保課） 国 民 健 康 保 険 料	現年度	2,471,955	2,323,315	0	148,640	93.99	-0.05	861
		滞納繰越	295,796	96,080	60,651	139,065	32.48	1.24	24
		計	2,767,751	2,419,395	60,651	287,705	87.41	0.19	884
	（国保課） 後期高齢者 医 療 保 険 料	現年度	1,168,393	1,165,450	0	2,943	99.75	0.10	610
		滞納繰越	6,177	3,684	156	2,336	59.65	0.27	0
		計	1,174,570	1,169,135	156	5,279	99.54	0.12	610
	（介護福祉課） 介 護 保 険 料	現年度	2,459,600	2,428,608	0	30,992	98.74	-0.01	1,004
		滞納繰越	50,603	12,844	15,186	22,573	25.38	1.35	0
		計	2,510,202	2,441,451	15,186	53,565	97.26	0.48	1,004

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
強制徴収公債権	(下水道管理課) 下水道事業 受益者負担金	現年度	38,578	37,877	0	701	98.18	-0.89	0
		滞納繰越	652	387	62	202	59.41	-0.80	0
		計	39,230	38,264	62	904	97.54	-0.57	0
	(下水道管理課) 下水道 使用料	現年度	1,344,417	1,329,779	0	14,638	98.91	0.17	0
		滞納繰越	50,515	12,390	2,602	35,523	24.53	-1.75	0
		計	1,394,932	1,342,169	2,602	50,160	96.22	-0.06	0
	(農林水産課) 自動販売機 設置使用料 (漁港占用料)	現年度	90	90	0	0	100	0.00	0
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
		計	90	90	0	0	100	0.00	0
非強制徴収公債権	(建築住宅課) 市営住宅 使用料	現年度	328,396	309,780	0	18,616	94.33	-0.21	0
		滞納繰越	84,514	16,389	1,487	66,638	19.39	0.35	0
		計	412,910	326,169	1,487	85,254	78.99	-0.12	0
	(建築住宅課) 市営住宅 共益費	現年度	42,055	38,774	0	3,281	92.20	-0.54	0
		滞納繰越	25,259	1,410	87	23,762	5.58	-0.30	0
		計	67,314	40,185	87	27,043	59.70	-2.71	0
	(介護福祉課) 老人ホーム費 負担金	現年度	623	623	0	0	100	0.00	0
		滞納繰越	783	383	0	400	48.89	48.89	0
		計	1,406	1,006	0	400	71.54	29.25	0
	(生活福祉課) 生活保護費 返納金 返還金 徴収金	戻入	12,762	12,122	0	640	94.99	7.94	0
		現年度	45,010	37,946	0	7,064	84.31	-3.83	0
		滞納繰越	15,828	179	0	15,649	1.13	-1.50	0
		計	73,599	50,247	0	23,352	68.27	-2.41	0
	(環境保全課) し尿処理 手数料	現年度	11,230	11,212	0	19	99.83	0.23	0
		滞納繰越	163	40	6	117	24.64	-30.35	0
		計	11,393	11,252	6	136	98.76	-0.25	0
	(児童福祉課) 児童扶養 手当 返還金	戻入	425	210	0	215	49.45	49.45	0
		現年度	588	10	0	578	1.70	-19.15	0
滞納繰越		8,936	2,437	901	5,597	27.27	14.15	0	
計		9,949	2,657	901	6,390	26.71	13.67	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
非強制徴収公債権	(児童福祉課) 児童手当 返還金	戻入	-	-	-	-	-	-	-
		現年度	-	-	-	-	-	-	-
		滞納繰越	160	0	0	160	0.00	0.00	0
		計	160	0	0	160	0.00	0.00	0
	(児童福祉課) 子ども手当 返還金	戻入	-	-	-	-	-	-	-
		現年度	60	40	0	20	66.67	66.67	0
		滞納繰越	52	0	0	52	0.00	0.00	0
		計	112	40	0	72	35.71	35.71	0
	(地域福祉課) 特別障害者 手当過誤 支給分	現年度	684	100	0	584	14.61	-	0
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
		計	684	100	0	584	14.61	-	0
	(各幼稚園) 幼稚園 保育料	現年度	7,766	7,766	0	0	100	0.31	0
滞納繰越		56	24	0	32	42.86	42.86	0	
計		7,822	7,790	0	32	99.59	0.32	0	
私 債 権	(社会教育課) 放課後児童 クラブ利用料	現年度	32,471	32,471	0	0	100	0.14	0
		滞納繰越	1,088	134	0	954	12.28	-17.16	0
		計	33,558	32,604	0	954	97.16	0.35	0
	(国保課) 診療報酬 返還金 (一般)	戻入	344	312	0	32	90.65	18.57	0
		現年度	1,506	1,484	0	22	98.55	93.51	0
		滞納繰越	6,400	18	0	6,383	0.28	0.28	0
		計	8,250	1,813	0	6,437	21.98	16.32	0
	(国保課) 診療報酬 返還金 (退職)	戻入	25	25	0	0	100	0.00	0
		現年度	68	68	0	0	100	76.94	0
		滞納繰越	679	0	0	679	0.00	0.00	0
		計	772	93	0	679	12.07	8.15	0
	(国保課) 高額療養費 返納金 (一般)	戻入	218	218	0	0	100	0.00	0
		現年度	601	562	0	40	93.41	25.69	0
		滞納繰越	49	0	0	49	0.00	0.00	0
		計	869	780	0	89	89.75	12.03	0

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
私 債 権	(児童福祉課) 母子家庭 医療費返 還金	戻入	-	-	-	-	-	-	-
		現年度	906	85	0	822	9.34	-49.79	0
		滞納繰越	712	151	0	562	21.15	12.41	0
		計	1,619	235	0	1,383	14.54	-3.70	0
	(児童福祉課) 子ども医療 費返還金	現年度	16	0	0	16	0.00	-	0
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
		計	16	0	0	16	0.00	-	0
	(地域福祉課) 重度心身障 害者医療費 返還金	現年度	22	0	0	22	0.00	-	0
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
		計	22	0	0	22	0.00	-	0
	(国保課) 旧老人保健事業 特別会計 診療報酬返還金	現年度	21	0	0	21	0.00	-	0
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
		計	21	0	0	21	0.00	-	0
	(慈光園) 老人短期 保護費納付金	現年度	22	22	0	0	100	0.00	0
		滞納繰越	26	0	0	26	0.00	-20.96	0
		計	48	22	0	26	45.40	-42.30	0
	(管財課) 土地建物 貸付料	現年度	9,809	8,551	0	1,259	87.17	1.65	0
		滞納繰越	9,442	1,169	0	8,272	12.39	-8.98	0
		計	19,251	9,720	0	9,531	50.49	-2.92	0
	(地域福祉課) 災害援護 資金貸付金	現年度	6,225	2,536	0	3,689	40.74	1.98	0
		滞納繰越	14,390	1,639	0	12,750	11.39	8.62	0
計		20,615	4,175	0	16,440	20.25	4.33	0	
(人権擁護課) 住宅新築資 金等貸付金	現年度	10,341	5,895	0	4,447	57.00	-10.30	0	
	滞納繰越	190,729	4,678	0	186,050	2.45	-4.76	0	
	計	201,070	10,573	0	190,497	5.26	-6.76	0	
(下水道管理課) 下水道事業 協力金 早期利用寄附金	現年度	7,613	7,613	0	0	100	1.17	0	
	滞納繰越	210	74	0	137	35.02	-	0	
	計	7,823	7,687	0	137	98.25	-0.58	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
私 債 権	(下水道管理課) 水洗便所 改造資金 融資返還金	現年度	-	-	-	-	-	-	-
		滞納繰越	267	0	0	267	0.00	0.00	0
		計	267	0	0	267	0.00	0.00	0
	(学校教育課) 損害賠償金	現年度	380	100	0	280	26.32	-29.48	0
		滞納繰越	290	0	0	290	0.00	-68.75	0
		計	670	100	0	570	14.93	-43.82	0
	(学校教育課) 奨学資金 貸付基金 貸付金	現年度	7,076	5,978	0	1,098	84.48	-6.68	0
		滞納繰越	3,482	370	0	3,112	10.63	-9.06	0
		計	10,558	6,348	0	4,210	60.12	-8.50	0
	(学校教育課) 青野記念 奨学基金 貸付金	現年度	864	813	0	51	94.07	3.16	0
		滞納繰越	168	0	0	168	0.00	-17.98	0
		計	1,032	813	0	219	78.76	2.57	0
	(学校教育課) 特別奨学 基金 貸付金	現年度	360	360	0	0	100	-	0
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
		計	360	360	0	0	100	-	0
	(学校教育課) 入学準備金 貸付基金 貸付金	現年度	70	50	0	20	71.43	28.57	0
		滞納繰越	190	10	0	180	5.26	5.26	0
		計	260	60	0	200	23.08	9.44	0
	(水道局総務課) 水道料金	現年度	1,652,171	1,637,116	0	15,055	99.09	0.14	0
		滞納繰越	72,973	15,135	2,364	55,474	20.74	-1.23	0
		計	1,725,144	1,652,252	2,364	70,529	95.77	0.06	0
	(水道局総務課) 水道 開栓料	現年度	15	15	0	0	100	0.00	0
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
		計	15	15	0	0	100	0.00	0
合 計	戻入	13,770	12,890	0	880	93.61	10.54	0	
	現年度	28,922,975	28,429,040	0	493,935	98.29	0.35	2,521	
	滞納繰越	1,921,622	466,628	157,446	1,297,548	24.28	-0.40	24	
	計	30,858,367	28,908,558	157,446	1,792,363	93.68	0.36	2,544	

注1 記載の数字は、千円単位で四捨五入しているため、縦・横計が一致しない部分がある。

注2 戻入とは、平成24年度中に支出したもののうち、何らかの事由により過誤払いとな

り、当該支出経費に戻入しなければならないものである。よって、戻入については、会計上歳入扱いとはならない。戻入の未収額については、出納閉鎖後は現年度の歳入として取り扱うことになる。(地方自治法施行令第159条・第160条)

注3 自動販売機設置使用料(漁港占用料)は、新居浜市漁港管理条例に基づき設置許可を出し、甲種漁港施設の占用料として請求しており、地方自治法第231条の3第3項及び地方自治法附則第6条第4号の規定に該当するため、強制徴収債権に区分される。

注4 数字は平成24年度決算の数字であるが、次の費目については、滞納債権を明確にするため、決算書の金額から担当課分を抜き出す等、決算書の金額とは異なっている。
(債権名を網掛け済)

- 1) **保育所保育料**：一般会計の「児童福祉施設費負担金」のうち、保育所保育料のみを抜き出している。
- 2) **自動販売機設置使用料(漁港占用料)**：現年度分については、一般会計の「漁港使用料」のうち、農林水産課管理の自動販売機設置使用料分を抜き出し、滞納繰越分については、一般会計の「雑入」のうち、農林水産課管理の自動販売機設置使用料分を抜き出している。
- 3) **老人ホーム費負担金**：一般会計の「老人ホーム費負担金」のうち、介護福祉課管理の特養等措置利用者分を抜き出している。
- 4) **生活保護費返納金・返還金・徴収金**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費分を抜き出している。
- 5) **児童扶養手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童扶養手当返還金分を抜き出している。
- 6) **児童手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童手当返還金分を抜き出している。
- 7) **子ども手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、子ども手当返還金分を抜き出している。
- 8) **特別障害者手当過誤支給分**：一般会計の「雑入」のうち、特別障害者手当過誤支給分を抜き出している。
- 9) **診療報酬返還金(一般)**：国民健康保険事業特別会計の「(一般被保険者)返納金」のうち、診療報酬返還金分を抜き出している。
- 10) **診療報酬返還金(退職)**：国民健康保険事業特別会計の「(退職被保険者等)返納金」のうち、診療報酬返還金分を抜き出している。
- 11) **高額療養費返納金(一般)**：国民健康保険事業特別会計の「(一般被保険者)返納金」のうち、高額療養費返納金分を抜き出している。
- 12) **母子家庭医療費返還金**：一般会計の「民生医療費納付金」のうち、母子家庭医療費

返還金分を抜き出している。

- 13) **子ども医療費返還金**：一般会計の「雑入」のうち、子ども医療費返還金分を抜き出している。
- 14) **重度心身障害者医療費返還金**：一般会計の「雑入」のうち、重度心身障害者医療費返還金分を抜き出している。
- 15) **旧老人保健事業特別会計診療報酬返還金**：一般会計の「雑入」のうち、旧老人保健事業特別会計の診療報酬返還金分を抜き出している。
- 16) **老人短期保護費納付金**：一般会計の「老人短期保護費納付金」のうち、介護福祉課管理の慈光園ショートステイ利用者分を抜き出している。
- 17) **土地建物貸付料**：一般会計の「土地建物貸付収入」のうち、管財課管理分を抜き出している。
- 18) **水洗便所改造資金融資返還金**：公共下水道事業特別会計の「雑入」のうち、下水道管理課管理の水洗便所改造資金融資返還金分のみを抜き出している。
- 19) **水道料金**：公営企業会計の水道料金については、他の会計と同様の出納整理期間を想定し、3月末決算に翌年度の4/1～5/31の収入額を加味した額で算定している。

注5 自動販売機設置使用料（漁港占用料）、特別奨学基金貸付金、水道開栓料については、現在滞納となっていないが過去未収金が発生（自動販売機設置使用料は平成22年度に滞納発生し平成23年度に完納、特別奨学基金貸付金は平成19年度に滞納発生し平成20年度完納、水道開栓料は平成18年度に滞納発生し平成21年度不納欠損）したことがあるため、管理費目として表に加えている。（合計39債権）

3 課題

市債権の滞納額は昨年よりも減少しているものの、当初予算総額の2%台という高い水準で推移している。これは厳しい経済状況、少子高齢化社会の到来などの社会情勢の変化に起因していると考えられ、平成20年9月のリーマンショック以降の世界的な景気の低迷が、依然として市民生活に影響を及ぼしている。内閣府の月例経済報告（平成25年6月度）では「景気は着実に持ち直している」と報告されているが、県内情勢は一部で持ち直しの動きがみられるものの、雇用情勢は依然厳しさが残っており、個人所得も低調に推移していることから、本格的な景気回復には未だ至っていない。

このような状況では、滞納が重なるほど収納の困難度が増すと考えられるため、滞納となる前、あるいは滞納初期における適切な納付相談・指導など

が必要となる。

これに対して、経済面においては特に支障がないと考えられるケースであっても、納付されずに滞納となるものが増加する傾向にある。

納付されない要因としては、納付意識の希薄化が考えられるところであり、納付指導にあたっては、納付の必要性を説明し理解を得ることが重要となる。

この納付意識の希薄化による滞納は、他の市民に不公平感を抱かせることとなり、これを放置し、滞納額を増加させることは、財政運営のみならず市政全般にわたって重大な影響を及ぼす危険性がある。

よって今後は、『納付可能な状況にもかかわらず自主納付がなされない場合においては、差押や訴訟提起などの法的措置を執る。』という強い姿勢のもと、滞納整理業務にあたっていく必要がある。

4 個別的債権管理

(1) 債権の適正な管理

債権管理は、新居浜市債権規則の規定に従い債権管理簿を調製し、時間の経過や状況の変化に応じ、各段階において適正に行う。

ア 納期内納付の推進

滞納債権を発生させないため、口座振替の勧奨、広報紙・ポスター・チラシ等による啓発及びコンビニ収納等、納付機会の拡大等を検討、実施していく。

イ 減免規定等の適用

災害・生活困窮等により、納入義務者から減免の申請がなされた場合には、法令等に基づく減免規定を適正に運用する。

また、条件に合致する場合には、強制徴収債権にあつては徴収猶予、非強制徴収債権にあつては履行延期の処分・特約を行う。

ウ 速やかな督促手続きと催告

初期対応を迅速かつ的確に実施することが、滞納額を増加させないことに繋がるため、滞納発生後は、法令等に基づく速やかな督促手続きを徹底する。

督促指定期日までに納付がない場合は、文書・電話・訪問等による催告を行うが、文書催告については、賞与支給時に合わせるように6月・12月等に納付書を同封して送付し、催告書通知文の言い回しについて

も、滞納の段階に応じたものとする。また電話催告も文書催告のタイミングに合わせる等の強化期間を設ける。

エ 督促手数料・延滞金の収納

納期後の納付の際には、納期内納付した者との公平性を保つためにも、歳出返還金を除く公債権については、地方税法や新居浜市督促手数料及び延滞金条例等の法令に基づく督促手数料及び延滞金を収納する。

私債権については、契約書に、督促事務費や遅延損害金について規定するよう努める。

延滞金を減免する場合には、減免規定等を整備し、適正に運用する。

(2) 時効の管理

債権管理を行う上で各債権の時効管理は非常に重要である。厳格に管理し、漫然と時効を迎えるようなことが無いよう、対応しなければならない。

ア 各債権の消滅時効

各債権の消滅時効は次のとおりである。

強制徴収公債権（市税）

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
A	市税	5年	地方税法第18条第1項	不要

強制徴収公債権（その他）

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
B	保育所保育料	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	国民健康保険料	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	後期高齢者医療保険料	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	不要
B	介護保険料	2年	介護保険法第200条第1項	不要
B	下水道事業受益者負担金	5年	都市計画法第75条第7項	不要
B	下水道使用料	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	自動販売機設置使用料 (漁港占用料)	5年	地方自治法第236条第1項	不要

非強制徴収公債権

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
C	非強制徴収公債権の全債権	5年	地方自治法第236条第1項	不要

私債権

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
D	放課後児童クラブ利用料	10年	民法第167条第1項	要
D	診療報酬返還金（一般）	5年	地方自治法第236条第1項	要
D	診療報酬返還金（退職）	5年	地方自治法第236条第1項	要
D	高額療養費返納金（一般）	5年	地方自治法第236条第1項	要
D	母子家庭医療費返還金	10年	民法第167条第1項	要
D	子ども医療費返還金	10年	民法第167条第1項	要
D	重度心身障害者医療費返還金	10年	民法第167条第1項	要
D	旧老人保健事業特別会計診療報酬返還金	10年	民法第167条第1項	要
D	老人短期保護費納付金	5年	民法第169条	要
D	土地建物貸付料	5年	民法第169条	要
D	災害援護資金貸付金	10年	民法第167条第1項	要
D	住宅新築資金貸付金	10年	民法第167条第1項	要
D	下水道事業協力金 ・早期利用寄附金	10年	民法第167条第1項	要
D	水洗便所改造資金融資返還金	10年	民法第167条第1項	要
D	損害賠償金	10年 (3年)	民法第174条の2第1項 (民法第724条)	要
D	奨学資金貸付基金	10年	民法第167条第1項	要
D	青野記念奨学基金	10年	民法第167条第1項	要
D	特別奨学基金	10年	民法第167条第1項	要
D	入学準備金貸付基金	10年	民法第167条第1項	要
D	水道料金	2年	民法第173条	要
D	水道開栓料	3年	民法第170条	要

注1 損害賠償金：不法行為による損害賠償の請求権は、民法第724条の規定により3年である。ただし、滞納となった事案では、市と相手方とで和解しているため、民法第174条の2第1項の規定により10年時効となる。

注2 時効の援用：時効によって利益を受ける者が、時効が成立したことを主張すること。時効は法律の定める時効期間が経過しただけでは確定せず、援用があつて初めて確定する。ただし公債権の消滅時効は、地方自治法第236条第2項により、援用が無くても確定する。

イ 時効中断措置

時効期間が経過してしまうと、公債権については債権消滅、私債権についても、時効の援用がなされて、いつ債権が消滅してもおかしくない状態となってしまう。そのため、必要に応じて債務承認書を徴取する等時効中断措置を講じる。

(3) 初動対応の強化

債権管理において最も重要なのは、契約締結段階や、滞納初期段階での対応である。

ア 納付折衝等の窓口対応の充実

納付折衝は滞納者に納付を促すためだけでなく、滞納者の状況、財産の把握を行うためにも重要である。また、再び滞納させないように納付指導をする意味合いもある。

よって原課において、窓口対応マニュアルの作成や、OJT研修等を実施することにより、窓口対応スキルの向上を図る。

イ 納付誓約書兼納付計画書の活用

災害・生活困窮等により納期内の納付が困難になった場合、あるいは納付が滞った場合には、納付誓約書兼納付計画書を受領して時効の中断を図り、その後の納付計画の着実な履行を促す。また、必要に応じて納付誓約の担保として連帯保証人の徴取も行う。

(4) 法的措置等対応の強化

ア 強制徴収手続き

強制徴収債権については、悪質な滞納者を中心に差押を実施する。

なお、債権管理対策室において差押が実施された債権については、翌年度以降には、債権管理対策室の指導・助言のもと、原課においても差押を実施し、差押を前提とした滞納整理事務の定着を図る。

イ 強制執行手続き

非強制徴収債権については、債権管理対策室の支援の下、支払督促等による債務名義を取得し、財産が発見されたものについては債権差押等の強制執行手続きを積極的に実施する。

(5) 滞納処分¹の執行停止、徴収停止、債権放棄の検討

各種調査や滞納者からの聞き取り結果によって、徴収不能事案と判明した事案については、放置せずに、強制徴収債権については滞納処分¹の執行停止、非強制徴収債権については徴収停止又は債権放棄を行う。

ただし、担当者の恣意的な判断により執行停止等を行わないようにするため、債権ごとに判断基準を作成し運用する。

5 組織的債権管理

(1) 滞納整理における進行管理

滞納整理における進行管理とは、全体の現状分析から全体計画（目標）を立て、その計画達成に向けて一つ一つの事案をいかに効率的に完結に導いていくか、決断と行動を繰り返していく一連の事務の流れである。

ア 強制徴収債権の進行管理

統括責任者（課長）は数値目標計画・事務運営計画を策定し、管理監督者（副課長・係長）はこの目標達成に向けた年間計画・月間計画等を策定する。これらの内容を徴収職員（係員）に伝え、徴収職員は目標達成に向けて個々の事案に対応する。その結果を毎月の進行管理会議や係会で認識統一し、さらにそれぞれの目標・計画の見直しに活用する。重要・困難事案については、管理職ヒアリングを行い、組織を挙げて対応する。

このように、徴収職員、管理監督者、統括責任者のそれぞれの立場に応じて進行管理を行うことにより、担当部署全体で責任を持って滞納整理を進める。

イ 非強制徴収債権の進行管理

滞納額、滞納の理由（納付の意思）、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況等を勘案し、効果的・効率的な債権回収方法を選択する。

なお、責任の所在を明確にするため担当者制を敷き、月に1回以上は係会等を実施し、前年同期の収入率との比較によって、滞納整理事務の機敏な軌道修正を行う。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間や時効の援用の要否等を勘案のうち、重点滞納事案については管理職ヒアリングを実施するなど滞納整理のスケジュールを設定し、適正な進行管理を実施する。

(2) 数値目標の設定による収入率の向上

収納実績を向上させるために収入率等の数値目標を設定し、各債権所管課においては、数値目標の達成に努める。

表2 強制徴収債権及び重点滞納債権の収入率の実績及び目標 (単位：%)

債権名	区分	H23年度	H24年度		H25年度	H26年度	H27年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
市税	現年度	98.31	98.40	98.80	98.81	98.82	98.83
	滞納繰越	27.07	27.50	26.70	26.75	26.80	26.85
	計	94.65	94.75	95.05	95.15	95.25	95.35
保育所 保育料	現年度	97.44	98.29	97.71	98.00	98.33	98.66
	滞納繰越	33.90	36.84	39.34	39.90	40.00	40.10
	計	92.17	94.00	93.07	94.05	94.85	95.62
国民健康 保険料	現年度	94.04	94.05	93.99	94.00	94.01	94.02
	滞納繰越	31.24	31.25	32.48	32.49	32.50	32.51
	計	87.22	87.23	87.41	87.42	87.43	87.44
後期高齢者 医療保険料	現年度	99.65	99.70	99.70	99.70	99.70	99.70
	滞納繰越	59.38	62.00	59.65	62.00	62.00	62.00
	計	99.42	99.50	99.49	99.50	99.50	99.50
介護 保険料	現年度	98.75	98.59	98.74	98.74	98.75	98.74
	滞納繰越	24.03	20.45	25.38	22.40	24.03	25.38
	計	96.78	97.01	97.26	97.10	96.56	96.41
下水道事業 受益者 負担金	現年度	99.07	98.50	98.18	98.33	98.33	98.33
	滞納繰越	60.21	42.50	59.41	31.10	19.38	14.85
	計	98.11	97.80	97.54	96.86	95.93	94.99
下水道 使用料	現年度	98.74	99.00	98.91	99.00	99.00	99.00
	滞納繰越	26.28	30.00	24.53	30.00	30.00	30.00
	計	96.28	96.67	96.22	96.68	96.82	96.91
自動販売機 設置使用料 (漁港占用料)	現年度	100	100	100	100	100	100
	滞納繰越	100	—	—	—	—	—
	計	100	100	100	100	100	100
市営住宅 使用料	現年度	94.54	95.00	94.33	95.00	95.00	95.00
	滞納繰越	19.04	21.03	19.39	21.71	20.35	20.07
	計	79.11	79.86	78.99	80.00	80.00	80.00
市営住宅 共益費	現年度	92.74	95.00	92.20	95.00	95.00	95.00
	滞納繰越	5.88	12.73	5.58	18.35	12.83	10.58
	計	62.41	65.00	59.70	65.00	65.00	65.00

債権名	区分	H23年度	H24年度		H25年度	H26年度	H27年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
生活保護費 返納金返還 金徴収金	現年度	88.14	100	84.31	100	100	100
	滞納繰越	2.63	5.00	1.13	5.00	5.00	5.00
	計	70.68	—	68.27	70.61	72.95	75.28
児童扶養 手当返還金	現年度	20.85	100	1.70	15.00	—	—
	滞納繰越	13.12	15.00	27.27	15.00	15.00	15.00
	計	13.02	15.00	26.71	15.00	15.00	15.00
診療報酬返 還金(一般)	現年度	5.04	70.00	98.55	70.00	70.00	70.00
	滞納繰越	0.00	3.00	0.28	3.00	3.00	3.00
	計	5.66	47.67	21.98	6.43	6.43	6.43
土地建物 貸付料	現年度	85.52	84.00	87.17	85.00	85.71	86.73
	滞納繰越	21.37	25.32	12.39	15.74	15.00	14.00
	計	53.41	55.67	50.49	50.85	50.90	50.98
災害援護 資金貸付金	現年度	38.76	46.59	40.74	41.77	44.98	—
	滞納繰越	2.77	6.95	11.39	6.08	6.30	6.58
	計	15.92	11.60	20.25	15.89	15.82	6.58
住宅新築資 金等貸付金	現年度	67.30	58.53	57.00	58.67	39.21	31.08
	滞納繰越	7.21	2.25	2.45	2.38	2.38	2.18
	計	12.02	5.14	5.26	5.44	3.77	3.06
水道料金	現年度	98.95	98.80	99.09	98.80	98.80	98.80
	滞納繰越	21.97	24.46	20.74	24.46	24.46	24.46
	計	95.71	95.69	95.77	95.69	95.69	95.69

(注) 網かけは、実績が目標を下回ったもの。

表3 強制徴収債権の財産調査及び差押件数の実績及び目標 (単位：件)

債権名	種別	H23年度	H24年度		H25年度
		実績	目標	実績	目標
市税	財産調査	3,611	4,000	3,960	4,000
	差押	545	560	678	690
保育所保育料	財産調査	200	210	10	10
	差押	1	5	9	10
国民健康保険料	財産調査	185	500	215	200
	差押	12	20	22	22
後期高齢者 医療保険料	財産調査	—	10	0	5
	差押	—	5	0	3

債権名	種別	H23年度 実績	H24年度		H25年度 目標
			目標	実績	
介護保険料	財産調査	—	100	21	50
	差押	—	3	3	4
下水道事業 受益者負担金	財産調査	—	—	0	10
	差押	—	—	0	5

(3) 債権回収状況の公表

市の取り組みについて市民の理解を得るため、債権管理の徹底を図るとともに、取り組む対策、債権の回収状況（差押・訴訟件数、収入率等）など、債権管理対策室をはじめ滞納債権所管課においてもその執行状況について積極的に公表を行う。

(4) 個人情報の保護及び滞納情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理は市民の個人情報そのものを取り扱う業務であることから、滞納者の資産状況等の把握や各債権間の連携など債権回収の促進にあたっては、個人情報の保護に留意する。

イ 滞納情報の共有

平成19年3月の総務省通知により、市税、国民健康保険料及び保育所保育料等強制徴収債権の滞納者の情報については、その情報の共有が可能との見解が示されていることから、情報交換会の開催等、庁内での積極的な情報の共有を図る。

(5) 人材の育成

ア スペシャリストの育成

債権管理、滞納整理に関する業務は、債権の内容に関する専門的知識に加えて、滞納処分に関する知識も必要とされる。また、納付折衝において対人的な交渉技術も要求されるため、スペシャリストの育成を図っていく。

イ 研修の充実

従来から職場内研修あるいは外部機関の専門研修を実施しているが、順次策定している「滞納整理業務マニュアル」「保証人対応マニュアル」を活用し、特に職場内研修を充実させることにより、債権管理に係る

る職員の全体的なレベルアップを図る。

ウ 愛媛地方税滞納整理機構の活用

愛媛地方税滞納整理機構は、各市町から移管された税の徴収困難事案の滞納処分を専門的に実施しており、本市から派遣された職員の帰任後における専門知識の普及を進めていく。

(6) 体制の整備

ア 組織機構の改革

収納業務は、債権所管課の日常業務の中にあり、「収納責任は原課にある」が原則である。

早急に債権管理事務体制の構築を図るため設置した債権管理対策室は、滞納整理について原課を支援する位置づけとし、強制徴収債権については困難事案を移管引受し、差押を前提とした滞納整理を行い、そのノウハウを原課へ伝え、また、非強制徴収債権については、原課と共同して法的手続きを行うこととする。

一方、長期的な全庁の債権管理に関する事務のあり方、及び原課の徴収事務に対する支援のあり方については、今後の債権管理委員会で協議検討を行うこととする。

イ 債権管理委員会の開催

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、債権管理委員会を開催し、特定債権の処理に係る審議をはじめとして、債権管理に係る重要な方針を決定することとする。

6 債権管理対策室の取り組み

(1) 平成24年度の取り組み実績

ア 差押債権拡大分の実施

所管課から債権管理対策室への引受事案は、国民健康保険料10件、後期高齢者医療保険料3件、介護保険料20件、保育所保育料50件の計83件で、引受額は、約2,680万円であった。うち、後期高齢者医療保険料と介護保険料は平成24年度から新しく取り組む債権である。

83件の事案に対し、のべ58件の差押処分を行い、差押による収入

額は、約 503 万円であった。

差押債権別の内訳は、58 件のうち、国民健康保険料 5 件、後期高齢者医療保険料 3 件、介護保険料 11 件、保育所保育料 39 件となっている。また、財産の種別は、預貯金 12 件、生命保険解約返戻金 24 件、給与 8 件、売掛金 1 件、不動産 3 件、自動車 2 件、年金 7 件、その他 1 件となっている。

イ 差押財産拡大分の実施

平成 24 年度から、収税課と共同でインターネットにより公売を実施し、自動車等及び不動産の差押を強化した。

不動産差押による公売効果額は、公売落札による充当額が約 157 万円、公売予告等によって自主納付したものが約 1,465 万円で合わせて約 1,590 万円であった。

また、自動車の差押による効果額は、差押実施及び公売開始までの自主納付が約 307 万円、他の財産への差押換えが約 47 万円、公売による充当が約 7 万円、差押による他の債権自主納付が約 64 万円となっており、合計約 425 万円であった。

したがって、不動産と自動車（動産）を合わせて、約 2,016 万円の効果額があった。

ウ 平成 24 年度収入率目標値の公表

平成 24 年 9 月改定の新居浜市債権管理計画に、強制徴収 8 債権の個別収入率目標値（平成 23～26 年度）を記載した。平成 24 年度の目標値を達成できたのは 4 債権であり、平成 23 年度実績を上回る収入率となったのは 6 債権である。

滞納債権全体の収入率は、調査を始めて 3 年連続して上昇し、前年比 0.36 ポイント増の 93.68%となった（平成 22 年度 93.19%、平成 23 年度 93.32%）。

目標値を掲げ公表することにより、所管課の滞納処分、債権徴収に対する意識が向上しつつあると思われる。

エ 滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の検討

平成 23 年度に「滞納整理業務マニュアル（強制徴収債権編）」、平成 24 年度に「保証人対応マニュアル」を作成した。

滞納債権所管課を対象に、各マニュアルについて研修会を計 3 回開催した。

また、平成 24 年度については、「滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）」作りのための検討を開始した。

（２）平成 25 年度の取り組み計画

ア 移管引受債権の継続等

平成 24 年度に引き続き、保育所保育料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び下水道事業受益者負担金の滞納処分を実施する。

イ 平成 25 年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、平成 24 年度決算についての検証を行い、平成 25 年度決算に向けては、強制徴収債権及び重点滞納債権の平成 27 年度までの個別収入率等目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

ウ 滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の作成

非強制徴収債権について、滞納整理業務マニュアルの作成に向けて検討を継続する。

（３）平成 26 年度の取り組み計画

ア 移管引受債権の拡大

平成 25 年度までに積み残された強制徴収債権について差押を実施する。また、非強制徴収債権については強制執行手続きを開始する。

イ 債権所管課の徴収事務体制の検討

強制徴収債権所管課の徴収事務体制について、調査を行い、適正な事務執行体制の整備に向けた検討を行う。

ウ 平成 26 年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、平成 25 年度決算についての検証を行い、平成 26 年度決算に向けては、強制徴収債権及び重点滞納債権の平成 28 年度までの個別収入率等目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

エ 差押・換価事務マニュアルの作成

強制徴収債権の差押・換価事務（公売手続きを含む）について、マニュアルを作成する。

(4) 平成27年度の取り組み計画

ア 平成27年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、平成26年度決算についての検証を行い、平成27年度決算に向けては、強制徴収債権及び重点滞納債権の平成29年度までの個別収入率等目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

イ 債権放棄議案の議会上程

非強制徴収債権の滞納整理を進め、その中で把握できた徴収不能事案については、議会の議決を得たうえで債権放棄を行う。

ウ 新居浜市債権管理条例の制定

市の債権管理に関する事務について、台帳整備、滞納整理の執行について必要な事項を定めた「新居浜市債権管理条例」を制定する。この条例の中で、債権放棄に関する条文も加え、制定後は本条例に基づき債権放棄を行う。

エ 平成28年度以降の全庁の債権管理事務体制の検討

債権管理条例制定をもって、債権管理対策室は一定の役割を終えるため、平成28年度以降の全庁の債権管理事務を所掌する組織のあり方について、債権管理委員会において決定する。

参照法令等

《債権の分類関係》

地方自治法第240条（債権）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。 【全債権】

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【施行令第171条（私債権等）、第171条の2（非強制徴収公債権・私債権）】

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。 【施行令第171条の3～7（非強制徴収公債権・私債権）】

- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権 【地方税法で規定】

二 過料に係る債権 【強制徴収が可能】

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

【小切手法等債権一般の管理とは異なる方法で管理】

四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権 【手形や売掛債権であり電子記録債権法で規定】

五 預金に係る債権 【預金の取扱機関、責任等の制度が整備済】

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

【性質上単に保管の義務を負うのみ】

七 寄附金に係る債権 【債務者の自発的意思に基づくもの】

八 基金に属する債権 【地方自治法第241条により債権管理の例による】

《債権管理の基礎》

地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者がいるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。 【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 【市税等を除く強制徴収公債権】
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。 【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。 【第5項から第9項まで市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。 【市税等を除く強制徴収公債権】
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。 【市税等を除く強制徴収公債権】

地方自治法附則第6条

【強制徴収公債権】

他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百七十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

地方自治法施行令第 171 条（督促） **【歳出返還金及び私債権】**

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令第 171 条の 2（強制執行等） **【非強制徴収公債権・私債権】**

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

新居浜市督促手数料及び延滞金条例（平成 11 年条例第 31 号）

【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項の規定による歳入を納期限までに納付しない者に対する督促及び督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、法令又は他の条例に特別に定めのあるものを除くほか、市税徴収の例による。

新居浜市債権規則第3条（帳簿への記載）

【全債権】

部、福祉事務所、消防本部、教育委員会事務局、学校、幼稚園、公民館、地域交流センター、図書館、生涯学習センター、広瀬歴史記念館、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の長（以下「部長等」という。）は、その所管に属すべき債権が発生し、若しくは市に帰属したとき、又は当該債権が他の主管部長等から引き継がれたときは、債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限その他必要な事項を調査し、確認の上、これを次項に定める帳簿（以下「債権管理簿」という。）に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

- 2 主管部長等は、債権管理簿を備え、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 債権の発生原因
 - (2) 債権の発生年度
 - (3) 債権の種類
 - (4) 利率その他利息に関する事項
 - (5) 履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に関する事項
 - (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
 - (7) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
 - (8) 解除条件
 - (9) その他市長が定める事項

新居浜市債権規則第4条（督促手続）

【歳出返還金及び私債権】

主管部長等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定により債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び法第240条第4項各号に規定する債権を除く。）の履行の督促をする場合には、速やかに督促状（第1号様式）を債務者に送付することにより行うものとする。

《時効の管理》

地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。 【公債権】

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

【公債権】

- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

【全債権】

（例：差押や承認による時効の中断、催告による時効の延長規定等）

- 4 法令の規定による普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規程にかかわらず、時効中断の効力を有する。

【全債権】

（例：保証人へ請求する際の納入通知、民法上催告である督促状の送達等）

民法（時効関係）

【私債権】

第百四十五条（時効の援用）

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第百六十七条（債権等の消滅時効）

債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

第百六十九条（定期給付債権の短期消滅時効）

年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

第百七十条（三年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第百七十三条（二年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

第百七十四条（一年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権

- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

第七百七十四条の二（判決で確定した権利の消滅時効）

確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

《情報の共有》

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（抜粋）

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

- 2 地方団体における徴収体制の整備

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料等国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情などに応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）

ことから、国税徴収法第 141 条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

《滞納処分の執行停止・徴収停止関係》

地方税法

第十五条の七（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

地方自治法施行令

第七十一条の五（徴収停止）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

第七十一条の六（履行延期の特約等）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。